

**株式会社R.projectにおける  
新型コロナウイルス対応ガイドライン  
( 第3版 )**

作成日：2020年12月24日

更新日：2023年03月22日

## 1 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になります。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところです。これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、新型コロナウイルス感染症の流行が終息するまでの当面の対策をとりまとめました。また、本ガイドラインは、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図った上で必要と考えられる対策を例示したものであり、各宿泊施設においては、施設の規模や業態等を勘案し、各施設の実情に合わせた対策を講じることとします。

なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、宿泊客の要望、事業者側の受入環境等を踏まえて、必要な見直しを行っていきます。

## 2 具体的な対策の考え方

対策の検討にあたっては、その主な感染経路である直接飛沫による感染、空間中に放出されたエアロゾルによる感染、物の表面を介する接触感染のそれぞれについて、従業員や宿泊客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、それぞれのリスクに応じた対策を検討する。

### 〈飛沫感染〉

- ・ 従業員および宿泊客、各人それぞれが対面し会話をする場面を特定。マスクの着脱、対人距離などからリスクを判定。

### 〈エアロゾル感染〉

- ・ エアロゾルの発生しやすい状況、場面を特定するとともに、エアロゾルが滞留しやすい密閉空間については換気状況や二酸化炭素濃度、空間における密集度などからリスクを判定。

### 〈接触感染〉

- ・ 宿泊客、従業員それぞれの目線から他者と共有する物品や接触箇所、頻度を特定し、施設の規模、運用状況に応じたリスク判定、対策を行う。

## 3 感染経路別の基本原則

### (1) 飛沫感染対策

- ・ 飲食を行う場面においては、1mの対人距離を確保するか、またはパーテーションの設置を行います。
- ・ 咳、くしゃみをする際に、ティッシュやハンカチ、上着の内側や袖などで口で鼻を覆う「咳エチケット」の重要性について周知する
- ・ 発熱。倦怠感、咳、のどの痛み、鼻水、鼻づまりなどの風邪の症状棟がある場合（ただし、これらと類似の症状のうち、花粉症やその他アレルギー、その他疾患などが明確な場合を除く）、新型コロナウイルス感染症検査陽性の場合、同居家族に陽性者がいる場合などについては、マスク着用を依頼する。

※ マスク着用については原則として個人の判断に委ねることを基本とするが、施設が感染

対策上または事業上の理由等により、宿泊客に対してマスクの着用を依頼することがあります。

- ・従業員は、マスクを着用しての接客を行います。

## **(2) エアロゾル感染対策**

- ・共用施設（飲食施設、従業員休憩所等）の利用人数の把握と管理、利用者への情報提供を行う。
- ・常時換気を基本とし、できない場合はこまめな換気に努める（換気の状態確認にはCO2モニターを活用するのも有効）。

## **(3) 接触感染対策**

- ・館内や各店舗、各会場への入口に消毒設備（装置）を設置し、利用客に対して入場の際の手指消毒を依頼する。
- ・多くの人に触れる物の表面を適時、消毒する。
- ・従業員に対しては、就業開始時をはじめとして、適時手洗いまたは手指消毒を実施するよう伝える。

# **4 各エリア／各場面に関する特記事項**

## **(1) 送迎**

- ・車内換気の徹底。
- ・乗車人員の管理。

## **(2) 入館時**

- ・検温を行い、発熱（37.5度以上）がある場合や、咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は申し出るように呼びかける。有症状者に対しては入館自粛を要請するか、館内施設利用の制限などを通知し、他者との接触機会を可能な限り低減させる対応を取る。

## **(3) 客室**

- ・通常清掃に加え、消毒や廃棄等、適切な管理を行い、未使用アメニティは交換する。
- ・利用者が適時、手指消毒または手洗いが行えるよう消毒環境を整える。

## **(4) 食事**

- ・料理を取る前および着席後の新たな料理調達（おかわり）の際のマスク着用と手指消毒を依頼する。
- ・宴会・コンパについて 各都道府県のレベルにより制限をかけることもある。

## **(5) 清掃の基本**

- ・接触機会のある箇所や備品に対して適宜、消毒を行う。
- ・ゴミはビニール袋に密閉して処理し、処理後に手を洗う。

## 5 感染予防と健康管理、有症状時における対応

### (1) 従業員対応

- ・ 従業員に対する出勤時検温の実施、体調管理を行い、有症状時は出勤しないよう呼びかける。
- ・ 出勤後に感染が疑われる症状が発生した場合は、マスクを着用させた上で直ちに帰宅させ、検査を促す。
- ・ 従業員に対して日常生活における感染予防行動の指導を行うほか、ワクチン接種の有効性を発信する。
- ・ 従業員休憩室等では、マスクを外した状態での会話を控えるとともに、喫煙、食事をする場合は1 mの対人距離を確保するよう呼びかける。

### (2) 利用者の有症状者発生時の対応

- ・ 利用者から発熱（37.5度以上）や体調不良の申し出があった場合には、客室外へ出ないよう依頼し、食事も部屋に届けるなど、他者との接触を極力避ける（対応するスタッフも限定）。
- また、滞在先の各都道府県の有症状の際の対応に関する情報を案内するとともに、必要に応じて滞在先の各都道府県が設置する「受診・相談センター」を案内する。

#### 参考

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

日本旅館協会 全日本シティホテル連盟

『宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第4版）』